

広島県高等学校総合体育大会開催基準要項

開催の趣旨

広島県高等学校総合体育大会は、学校教育の一環として、生徒に広くスポーツの機会を与え、その力と技及び明朗な精神の高揚をめざし、健康の増進と生徒相互の親睦を図ろうとするものである。

実施方法及び注意事項

1 大会

大会は、春季、冬季の2期に分ける。

2 競技種目

- (1) 春季大会は、陸上競技、水泳、ボート、ヨット、体操、バスケットボール、ハンドボール、バレーボール、テニス、ソフトテニス、卓球、サッカー、ラグビー、ソフトボール、剣道、柔道、相撲、弓道、アーチェリー、レスリング、ボクシング、バドミントン、フェンシング、ウエイトリフティング、自転車競技、登山、空手道、少林寺拳法、なぎなた、ホッケー、ゴルフ競技、ライフル射撃の32種目とする。
- (2) 冬季大会は、駅伝、スキーの2種目とする。

3 主催、後援並びに主管

- (1) 主催は、広島県高等学校体育連盟、広島県教育委員会とする。
- (2) 後援は、(公財)広島県体育協会、開催地教育委員会、開催地体育協会とする。
- (3) 主管は、広島県高等学校体育連盟開催地区支部とする。

4 大会期日、時間並びに開催地

- (1) 期日は、6月の第1土曜、日曜を原則とする。
- (2) 競技種目別競技会は、第1日の土曜日は18:00時まで、第2日の日曜日は17:00時までに完了することを原則とする。
- (3) 開会行事等を行う場合は、10:00時より12:00時までの2時間以内で終了することを原則とする。
- (4) 大会開催地は、広島・三次ブロック、福山・尾三ブロック、呉・広島ブロックとする。主催開催地区は、広島、福山、呉の各地区支部とし、上記の順に、持ち回り開催を原則とする。
- (5) 競技はそれぞれの開催地ブロック内において同一期日内に開催することを原則とする。

5 経費

大会経費は、本連盟の本部運営費と開催地並びに県教育委員会の補助金・共催金・分担金並びに寄付金をもって賄う。但し、種目別競技会運営費は、各競技専門部運営費によって賄うことを原則とする。

6 運 営

(1) 開催地区ブロック高体連並びに、県高体連事務局合議の上、県高等学校総合体育大会実行委員会を構成し、理事会の承認を得て大会運営並びに管理にあたる。

(2) 実行委員会の構成は、下記を標準とする。

ア 委員長（地区支部長）

イ 副委員長（関係地区支部委員長並びに県高体連事務局長）

ウ 総務係

エ 財務係

オ 競技係

カ 報道係

キ 宿泊係

ク 交通係

ケ 会計係

コ 式典係

7 大会役員

名 誉 会 長	広島県教育委員会教育長
会 長	広島県高等学校体育連盟会長
副 会 長	広島県高等学校体育連盟副会長
顧 問	(公財)広島県体育協会会長 県各種目協会会長 元広島県高等学校体育連盟会長
参 与	開催地教育委員会教育長 但し広島市は「広島市教育長」 広島県高等学校体育連盟加盟校学校長
大会委員長	広島県高等学校体育連盟開催地区支部長
大会副委員長	広島県高等学校体育連盟理事長 広島県高等学校体育連盟開催地区教頭代表 広島県高等学校体育連盟開催地区委員長
委 員	広島県高等学校体育連盟各専門部委員長 広島県高等学校体育連盟事務局員

8 競技種目運営役員

顧 問	種目専門部顧問
参 与	種目専門部参与
部 長	種目専門部部長
委 員 長	種目専門部委員長
競 技 役 員	各専門部において必要に応じて決定する。

9 競技方法

- (1) 種目別, 男女別学校対抗とする。
- (2) 種目別競技の特質により当該実施要項に定めた競技方法とする。

10 参加資格

- (1) 選手は, 広島県高等学校体育連盟規約第5条に規定する学校に所属する生徒で, 本競技実施要項により, 大会の参加の資格を得たものに限る。
- (2) 年齢は, 平成____(____)年4月2日以降に生れたものとする。
ただし, 出場は同一競技3回までとし, 同一学年での同一競技出場は1回限りとする。
大会参加資格を満たし, 日程等が重ならない場合は複数競技の参加を認める。
出場とは登録やエントリーではなく試合への出場回数をさし, 専門部が責任を持って調整・確認する。
- (3) チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (4) 統廃合の対象となる学校については, 当該校を含む合同チームによる大会の参加を認める。
- (5) 転校・転籍後6ヶ月未満のものは同一競技への参加を認めない。(外国人留学生もこれに準じる。)ただし, 一家転住などやむを得ない場合は, 県高体連会長の許可があればこの限りではない。
- (6) 出場する選手は, あらかじめ健康診断を受け, 在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (7) 各競技専門部の特質により, 別に参加資格をもうけることがある。
- (8) 参加資格の特例
 - ア. 上記(1)に定める生徒以外で, (2)～(6)の大会参加資格を満たし, かつ, 広島県高等学校体育連盟が許可する生徒を別途に定める規定にしたがい大会参加を認める。
 - イ. 上記(2)ア.のただし書きについては, 学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は, 同一競技3回限りとする。

[大会参加資格の別途定める規定]

1. 学校教育法第72条, 115条, 第124条及び134条の学校に在籍し, 広島県高等学校総合体育大会に参加を認められた生徒であること。
2. 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア. (公財)全国高等学校体育連盟, 広島県高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し, それを尊重すること。
 - イ. 参加を希望する専修学校及び各種学校にあっては, 学齢, 修業年限ともに高等学校と一致していること。また, 連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ. 各学校にあっては, 予選から出場が認められ, 全国大会(ブロック予選)への出場条件が満たされていること。
 - エ. 各学校にあっては, 部活動が教育活動の一環として, 日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもと適切に行われており, 活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない, 運営が適切であること。

(2) 大会に際し守るべき条件

- ア. 全国高等学校総合体育大会開催基準要項及び広島県高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ. 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- ウ. 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

(3) 大会参加に際し、当該校の教員の引率がなくても特例として参加を認める条件

- ア. その学校で部活動がおこなわれていないこと。
- イ. 諸事情で当該校教員が引率できない生徒であること。
- ウ. 地区予選がなく、上につながらない大会であること。
- エ. 個人種目であること。
- オ. 保護者及び生徒は学校長へ届け出て許可を得ること。
- カ. 高体連へ専門部費としての応分の負担をすること。
- キ. 保護者がすべての責任を持つとの確約がなされた生徒であること。
- ク. 保護者または保護者に委託された外部指導者のいずれかの引率（引率責任者）があること。
- ケ. 引率責任者・監督・コーチは、(公財)全国高等学校体育連盟「競技者及び指導者規定」を遵守すること。

11 表 彰

男女別に団体8位、個人8位まで表彰する。

- | | | | | |
|-----------|--------------------------------|----------------|--------|----|
| (1) 団 体 | 1位 | 賞状並びに優勝メダル・優勝旗 | 2位から8位 | 賞状 |
| (2) 個 人 | 1位 | 賞状並びに優勝メダル | 2位から8位 | 賞状 |
| (3) そ の 他 | 全国高等学校総合体育大会実施要項の各競技の表彰規定に準じる。 | | | |

12 申込方法

- (1) 期 日 春季大会は大会前4週間以前の水曜日を申込み締切日とする。
- (2) 申込場所 広島県高等学校体育連盟事務局及び各専門部委員長宛申込む。
- (3) 方 法 別に定める総合体育大会出場申込書並びに出場申込一覧表で種目別、男女別にそれぞれ所定の手続きを経たものを2部作成し、学校で一括申込む。競技専門部の特質により、別に申込書又は個人カードの必要なものもある。

13 宿 泊

- (1) 宿泊対象は、大会に参加する選手、監督、役員とする。
- (2) 同一学校は同一宿舎、又は同一地域に割り当てるように配慮する。
- (3) 指定した宿舎の変更は、原則として認めない。
- (4) 宿泊料は、前年度全国高等学校総合体育大会の宿泊料を標準とする。(1泊2食)
- (5) 宿泊申込みは、別に定める宿泊申込書で大会実行委員会の指定した場所に申込む。

14 参加上の注意

- (1) 出場選手の大会期間中の生活指導並びに健康管理については、各学校の校長の責任において、遺漏のないように処理する。

- (2) 出場チームの選手は、必ず引率責任者によって引率され、選手のすべての行動に対して責任を負うものとする。

平成 8 年 4 月 1 日一部改正

平成 9 年 4 月 1 日一部改正

平成 10 年 4 月 1 日一部改正

平成 11 年 4 月 1 日一部改正

平成 12 年 4 月 1 日一部改正

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 16 年 4 月 1 日一部改正

平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 20 年 5 月 9 日一部改正

平成 21 年 5 月 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 5 月 6 日一部改正